ルールのタイプとそのパフォーマンス

----会計規制のあり方に関する実験研究の現状と展望----

田口聡志

- I はじめに
- Ⅱ 規制のパフォーマンスを捉えるための視点
- Ⅲ ルールのタイプとそのパフォーマンス:原則主義対細則主義実験
- IV 今後の研究の方向性を巡って
- V 本稿のまとめ

Iはじめに

本稿は、国際会計基準を巡ってなされている規制の性質の違いに関する実験研究を概観することをつうじて、会計規制ひいては規制のあり方についての今後の方向性を検討することを目的とするものである。その意味で本稿は、筆者がこれまでおこなってきた一連の国際的な会計基準の調和化の行く末を検討する研究(田口 2014;田口 2015,第1部)の延長線上のものとして位置づけられるし、また、今後予定しているそれらを一般化した社会におけるルール・メイキングそのものに関する一連の研究の端緒として位置づけられる。

現在、国際会計基準導入の是非を巡って様々な議論がなされているが、その中の重要論点のひとつとして、基準の性質の違い(原則主義か細則主義かの違い)が証券市場や契約におけるパフォーマンスにどのような影響を与えるかということが挙げられる。すなわち、国際会計基準は、主に原則主義に依拠した規制であると言われており、他方、米国基準などは主に細則主義に依拠した規制であると言われているが、たとえば米国基準と国際会計基準とでは、素朴に考えてどちらの体系のほうがパフォーマンスが高いのであろうか。米国基準から国際会計基準に移行すれば(細則主義から原則主義に移行したら)、パフォーマンスは向上するのだろうか、それとも低下してしまうのだろうか。

この問題は、実証マターとして、アーカイバルデータを用いた分析および実験的手法

¹ 筆者が根底に想定している問題意識としては、たとえば Aoki (2001) や Wysocki (2011) などを参照。

² その概要については、田口(2015)序章,第1章などを参照。

³ 但し、一般的に原則主義と位置づけられている国際会計基準も、その形成過程において細則主義化している(細かなルールが乱立している)という傾向もみられないわけではない。

⁴ 米国基準が細則主義に依拠し、細かなルールも明文化している背景には、米国が訴訟社会であることが 想定できるかもしれない。つまり、どちらの主義でルールメイキングするかは、その背後にある経済的 ・文化的特質に大きく依存しているといえる(制度的補完性)。

を用いた先行研究において検討がされている。本稿では、これらのうち、次節以降で述べる実験研究のメリットから、主に実験的手法を用いた研究に焦点を当てて分析を進めていく。そしてそこでの分析により、グローバルな会計基準のコンバージェンスの本質に迫るための方向性を確認する。

本稿は、次のように議論を進めていく。まず II では、規制のパフォーマンスを捉えるための視点について述べる。それを承けるかたちで III では、ルールのタイプとそのパフォーマンスとの関わりとして、「原則主義対細則主義」実験に係る先行研究を概観する。そして IV では、今後の研究の方向性を検討する。最後に V では、本稿のまとめをおこなう。

Ⅱ 規制のパフォーマンスを捉えるための視点

まず II-1 では、そもそも規制のパフォーマンスを考えるにあたって、どのような視点から分析を進めることが重要となるかという視点から、ルールのタイプに係る議論を相対化する作業をおこなう。続く II-2 では、原則主義と細則主義の特徴を明らかにする。最後に II-3 では、実験研究の重要性について述べる。

Ⅱ-1 ルールのタイプを論じることの意味ないし相対的な位置づけ

具体的な議論に入る前に、まずそもそも規制のパフォーマンスを考えるにあたって、 ルールのタイプを論じることの意味ないし位置づけを、他の視点との相対化の中で考え てみよう。

たとえば、Libby、Rennekamp、and Seybert(2015)は、規制のパフォーマンス問題に 関連して、特に経営者の利益マネジメントに注目したうえで、規制が経営者の利益マネ ジメントにどのような影響を与えるかを考えるにあたっては、図表1のような要素を検 討することが重要になるという。

図表 1 に示されるとおり、経営者の利益マネジメントに影響を与えうる規制としては 3 つあり(論点 1:財務報告に関する規制、論点 2:監査に関する規制、および、論点 3:コーポレート・ガバナンスに関する規制)、また、本稿で取り扱う「原則主義対細則 主義」の問題は、「論点 1:財務報告に関する規制」のうちの 1 つ(「(a):ルールの性 質」)として位置づけられることになる。

⁵ この例でいえば、規制が「経営者の利益マネジメントを防止する」という意味での影響を与えることができれば、規制のパフォーマンスは「高い」と評価され、また逆に防止できなければ(「経営者の利益マネジメントを防止する」という意味での影響を与えることができなければ)、規制のパフォーマンスは「低い」と評価されることになるだろう。

⁶ 但しだからといって、「全体の1つにしか過ぎないのだから、これを論じる意味は無い」という結論 ↗

図表1 経営者の利益マネジメントと規制との関係に関する諸論点

論点1:財務報告に関する規制

(b):財務報告において規制で要求される情報の量と記載箇所

(c):規制で要求される報告の頻度と会計発生高の計上タイミング

論点2:監査に関する規制

(a):監査人の独立性 (b):監査人の説明責任

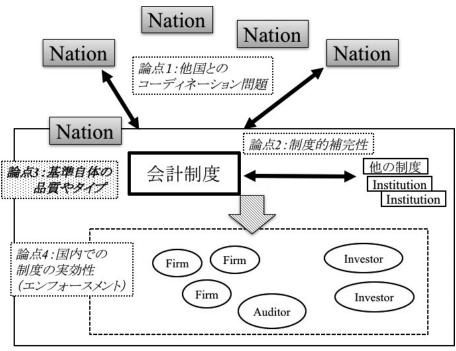
論点3:コーポレート・ガバナンスに関する規制

(a):ルールの性質(原則主義 vs. 細則主義)

(a):監査委員会の独立性 (b):監査委員会の説明責任 (c):監査人に対する規制

※Libby et al. (2015) をもとに筆者が作成。

図表2 社会的選択としての会計基準設定と規制のパフォーマンス



※筆者が作成。

またここで、この問題を「社会的選択(会計基準選択)」の中で相対化して考えてみると(そして、たとえば筆者がこれまでおこなってきた一連の国際会計基準研究(田口2015等)の中で考えてみると)、図表2のようになる。

[□] には至らないことには留意されたい。つまり、図表1では、各論点ごとの優先度合いや重要性の順序などは示されていないが、Libby et al. (2015)の指摘によれば、これらの論点の中で中心となるのはやはり財務報告に係る論点1であり、かつ、これまで多くの議論がなされているのが(a)ルールの性質であるといえる。その意味で、本稿では、多くの論点の中でも、特に重要となる論点の1つを取り扱っていると言ってよい。

図表 2 に示されるとおり、社会的選択としての会計基準設定と規制のパフォーマンスとの関係を考えるにあたっては 4 つの論点が重要となる。まず第 1 は、他国とのコーディネーション問題(他国の基準設定との関係の中で、自国がどの基準を選択するかが、自国の規制のパフォーマンスを決するということ)である(図表 2 における「論点 1」)。第 2 は、制度的補完性(自国内の他の制度との関係性が、会計規制のパフォーマンスを決するということ)である(図表 2 における「論点 2」)。第 3 は、基準自体の品質やタイプ(基準そのものの質やタイプが、規制のパフォーマンスを決するということ)である(図表 2 における「論点 3」)。第 4 は、国内での制度の実効性(実際のエンフォースメント、つまり実際の規制の運用や実効面、ひいてはエンフォースメントに関わるプレイヤーの心理や行動が、規制のパフォーマンスを決するということ)である(図表 2 における「論点 4」)。

このように、広く社会的選択という視点から捉えた場合、規制のパフォーマンスは上記4つ(他国の会計規制、自国の他制度、基準自体の質・タイプ、エンフォースメント)の影響を受けるというのがここでのポイントであるが、これらのうち、本稿で取り扱う原則主義対細則主義の問題は、当面は論点3および論点4の問題と関連することになる。

以上のような相対的な「位置」を念頭に置いたうえで、次に、ルールのタイプ (原則主義と細則主義) とは一体何かを整理することにしよう。

II-2 ルールのタイプ:原則主義と細則主義

ルールのタイプや品質を語る切り口は色々あるが、ここでは、先行研究に即して、原 12 則主義と細則主義という2つの視点を考えてみる。

まず原則主義 (Principle-Based standards) のイメージは、端的に言えば「木の幹」である。すなわち、原則主義とは、細かな部分 (「枝葉」部分) は明文化せずに、基本原

⁷ たとえば、国際会計基準を用いることのメリットとしてネットワーク外部性や比較可能性などが挙げられることがあるが、これらはまさにこの論点の問題となる。この点については、田口(2015)第1部を 条昭

⁸ なお、本稿では紙面の都合上取り上げないが、論点 1 や 2 と関連して、基準の設定プロセス・形成過程が規制のパフォーマンスにどのような影響を与えるかという点も重要な検討課題である。この点については、古くは Demski(1973)、そして最新の研究としては、たとえば Bertomeu and Cheynel(2013)を参照。

⁹ ここで敢えて「当面は」としたのは、後述する先行研究ではとりあえず論点 $3\cdot 4$ と関連させて議論がなされているものの、本来的には論点 $1\cdot 2$ も踏まえて考える必要があるという意味を込めてのものである。

¹⁰ 論点 3 だけでなく、論点 4 も関係するという点については、次のⅡ-2 で述べる。

¹¹ なお, 原則主義と細則主義を巡る現実の会計基準設定については, 古賀 (2007), 原田 (2014), 真田 (2013), 滝西 (2007), 徳賀 (2016), および津守 (2002) などもあわせて参照されたい。

¹² そもそもこれを二項対立として捉えることそのものについては議論の余地がある。たとえば徳賀 (2016)を参照。この点については後述する。

則となるような点のみを明文化し、シンプルな体系のもとルール・メイキングする手法をいう。ここでは、どのようなものを基本原則として据えるかが決定的に重要となるが、たとえば、形式よりも実質(企業の実態を適切に開示すること)を優先すべしという実質優先主義("substance over form")や、財務諸表が企業の真実かつ公正な概観("true and fair view")を表示するようにすべし、といった考え方が会計の世界では基本原則とされる(Shipper 2003)。つまり、明文化されていないところは、経営者や監査人が、「実質」や「真実かつ公正な概観」をあらわすように(明文化されていないところを自分で)補って考え処理すべしというのがこの原則主義でのポイントとなる。しかしながら、「実質」が何か、「真実かつ公正な概観」が何かということについては、各プレイヤーの判断の余地があるため、各人の心理やインセンティブにより、判断にブレが生じる恐れもある。このように、原則主義のもとでは、「枝葉」部分が薄い(「木の幹」しかない)ため、実際の現場では、経営者や監査人の判断の余地が相対的に大きくなるというのが特徴といえる。

それに対して他方、細則主義(Rule-Based standards)のイメージは、端的に言えば「枝葉」部分の多いルールである。すなわち、細則主義とは、原則主義とは異なり、細かな部分(「枝葉」部分)の多くを明文化し、判断の余地がないような体系でルール・メイキングする手法をいう。このような手法によれば、ルールは"Bright line"化(明確な数値例などが設けられる)し、"check-box"化(遵守すべき項目が列挙される)することになる(Shipper 2003)。このような細則主義のもとでは、各プレイヤーの判断の余地が少なくなり、各人の心理やインセンティブにより、判断や意思決定にブレが生じる恐れは少ないとされる。しかしながら他方、明確な数値基準が示されることが逆に、それを逸脱する行動を生んでしまうという逆効果をもたらす恐れもあることが指摘される(Kothari, Ramanna and Skinner 2010)。

そして、両者の選択問題、つまり、原則主義と細則主義のパフォーマンスを考えるに当たり、Kothari et al. (2010) は、基準設定コストとエンフォースメントコストとを比較衡量することの重要性を指摘している。たとえば、原則主義によれば、「木の幹」だけ作ればよいということから基準設定コスト自体は小さくなる可能性が高いが、しかし、ルールをより少なくすることによって、曖昧かつさまざまな解釈がされる可能性があるから、逆にエンフォースメントコストは大きくなることが予想される。他方、細則主義によれば、「木の幹」だけでなく複雑かつ多くの「枝葉」も作る必要があることから基準設定コストは大さくなるが、しかし、明文化された部分が多い分、判断の余地自体は減少するため、エンフォースメントコストは小さくなることが予想される。しかし上述のように、明確な数値基準が逆にそれを逸脱する行動を生むとすると、エンフォースメントコストはむしろ高まるかもしれない。このように、原則主義と細則主義の経済

的帰結については、基準設定コストはある程度予想できるかもしれないが、しかし、特にそれらに付随するエンフォースメントコストについては、人間の判断や意思決定と大きく関係するため、予想が難しいと言わざるをえない。

Ⅱ-3 実験研究の重要性

上述のように、ルールのタイプが規制のパフォーマンスに及ぼす影響、つまり、原則主義と細則主義の経済的帰結を考えるにあたっては、特にエンフォースメントコストの予想が難しいところがあるが、それでは一体どのような手法でこの点の分析をおこなえばよいのだろうか。結論的には、これらの問題は実証マターであり、かつ、人の判断や意思決定を捉えることが得意な実験研究により分析することが望ましいといえる。

すなわち、これまでの流れを整理する意味も含めて、規制のパフォーマンスと実験研究との関係性を次の4点のフローで纏めてみよう。すなわち、①ルールのタイプと規制のパフォーマンスとの関係を考えるには、エンフォースメントの問題が重要となること、②エンフォースメント問題の分析には人間の行動や心理を捉えることが重要となること、③人間の行動や心理を捉えることが得意な手法としては実験研究が挙げられること、④よってルールのタイプと規制のパフォーマンスとの関係を考えるためには、実験による分析が有用であること、の4つである。

まず①について、ルールのタイプの違い(原則主義か細則主義かの違い)が証券市場や契約におけるプレイヤー(経営者、投資家、監査人等)のパフォーマンスにどのような影響を与えるかを考えるうえでは、基準の品質や中身そのものだけでなく、それらが実際にどのように実効され、運用されるかということ(エンフォースメント)が重要になる。なぜなら、ルールのタイプの違いは、人間の判断の余地が入りやすいか否かの問題と直結するため、実効面や運用面に直結するからである。具体的には、どんなに中身の優れたルールであっても、それが実際に運用面で無効化されてしまったとしたら(たとえば、原則主義のもとで、経営者が本来あるはずの「実質」に即した処理をおこなわず、かつ監査人もそれを意図して見逃してしまい、かつそれらに対するサンクションがないなど)、基準のパフォーマンスは「悪い」と評価せざるをえなくなる。このように、基準のタイプと基準のパフォーマンスとの関係を考えるうえで、エンフォースメントの問題は必要不可欠な論点といえよう。

そしてエンフォースメントの問題を考えるうえで重要となるのが人間心理や行動であ

¹³ エンフォースメントコストの問題に関連して、たとえば Hail et al. (2010) や角ヶ谷 (2016) は、会計 基準の統一と会計実務の統一とが異なるという点を指摘し、エンフォースメントの重要性を示唆している。

¹⁴ これがまさに、先の図表 2 において論点 3 と論点 4 とが密接不可分の関係にあると述べたことの意味である。

る。これが②であるが、ルールの現実面での実効性や運用面での成否は、ひとえにその ルールに関わるプレイヤーの心理や行動にかかっているといえる。たとえば、先の例で いえば、なぜ経営者は基準に従わない行動をとろうとするのか、なぜ監査人は意図的に それを見逃そうとするのかという各プレイヤーの心理や行動、ないしインセンティブを 分析することが、ルールの現実面での実効性や運用面での成功のカギを握っていると考 えられる。

そしてそのような分析を得意とするのが、他でもない実験研究である。これが③であるが、実験研究は、その前提となる設定やデータ環境を自由にハンドリングできるため、実際の人間の振る舞いや心理にまで踏み込んだ分析が可能となる。これに対して、たとえばアーカイバル型の実証研究では、そもそも人間心理や個人の意思決定に関するデータをどのように収集するかという代理変数の観点から大きな困難に直面するため、人間心理を細かに分析することは難しい。よって、ルールのタイプと規制のパフォーマンスとの関係を考えるためには、実験による分析が有用であるといえる(④)。

以上の①②③④を踏まえると、規制のパフォーマンスの問題を考えるにあたっては、 実験研究がひとつ有用なカギとなることが理解できる。このことから、皿では、ルール のタイプと規制のパフォーマンスとの関係について、主に実験的手法を用いた研究に焦 点を当てて分析を進めていくことにしよう。

Ⅲ ルールのタイプとそのパフォーマンス:原則主義対細則主義実験

前節を承けるかたちで、Ⅲでは、ルールのタイプとそのパフォーマンスとの関係について、具体的な先行研究を紐解く作業をおこなう。すなわち、原則主義と細則主義とを比較検討する実験(これを以下、単に「原則主義対細則主義実験」と呼ぶ)について、これまでなされてきた研究を概観することにする。

Ⅲ-1 原則主義対細則主義実験の整理:先行研究の全体像

本節では,原則主義対細則主義実験の全体像を概観することにする。図表 3 は,主な 18 先行研究を一覧表にまとめたものである。

¹⁵ アーカイバル研究の具体例としては、たとえば Donelson、McInnis and Mergenthaler (2012) などを参照。ここでは、基準のパフォーマンスの代理変数として「リステートメント」(財務諸表の過年度修正)が用いられている(また多くのアーカイバル研究ではこれが基準のパフォーマンスに用いられている)が、これが適切な代理変数と言ってよいかについては議論の余地があるかもしれない。

¹⁶ 実験研究のメリットに関する詳細は、田口(2015)序章などを参照。

¹⁷ 本節とあわせて, 古賀・輿三野・嶋津 (2010), 町田 (2010), Nelson (2003), 角ヶ谷 (2016) などを参照。

¹⁸ 但し、ここでは網羅性は主眼には置いていない。すなわち、ここでは、網羅性よりも特徴的な研究(他の研究や実務、基準設定等に影響を与える可能性が高い研究)を取り上げることを目的とする。よ /

	研究	テーマ	実験	被験者	結果
1	Nelson et al. (2002)	金融商品	CFO と auditor の意思 決定(アンケート)	公認会計士: 253 人	原則主義は、自己の判断を正当化し、 利益操作の機会を提供
2	Psaros and Trotman (2004)	連結会計	CFO の意思決定(ア ンケート)	企業の CFO: 179 人	細則主義は,原則主義よりも利益操作 の機会を提供
3	Jamal and Tan (2010)	リース会計	CFO の意思決定: auditor タイプの影響	企業の財務担 当者:90人	細則主義から原則主義への移行で質が 改善されるのは、監査人のタイプが 「principle」の場合のみ(すべてにお いて効果があるわけではない)
4	Agoglia et al. (2011)	リース会計	CFO の意思決定: Audit committee の 強 さの影響	CFO など: 96 人	原則主義のほうが規律付けが効く (細則主義から原則主義への移行はよい流れ)
5	Cohen et al. (2013)	リース会計	CFO の意思決定:金融規制の強さの影響	公認会計士: 97 人	原則主義でかつ規制が弱いほうが、利 益操作がなされにくい
6	Backof et al. (2016)	リース会計	Auditor の意思決定: Agoglia et al. (2011) と同じシナリオ	公認会計士: 219 人	監査調書の工夫(「Pro/Con Why Framework」) により、原則主義のもとで監査人はより厳格な判断をなしうる
7	Kadous and Mercer (2012)	収益認識 (SFAS 66 号)	陪審員の意思決定	学部生:749 人	業界の報告慣行等により、細則主義・ 原則主義どちらがよいかは異なる

図表3 主な原則主義対細則主義実験

※筆者作成。

図表3に示される先行研究は、時代的・手法的には大きく2つに分けることが出来る(図表3では、全体を区切る太線で区切っている)。まず第1は文献1・2の時代(「黎明期」)であり、第2は文献3以降の時代である(「後発の研究期」)。すなわちまず、第1は原則主義対細則主義実験の「黎明期」とでも呼ぶべき時代の研究で、ここでは、単に原則主義のもとで起こりうること、細則主義のもとで起こりうることを(被験者の統制が厳格になされる実験ではなく)アンケートで確認しているというような研究がなされている。その結果、「原則主義は利益操作の機会を提供する」というある意味で直感どおりの結果(Nelson et al. 2002)や、逆にそのカウンターとして「細則主義は、利益操作の機会を提供する」という結果(Psaros and Trotman 2004)が提示されるものの、なぜそうなるのか、どういう場合にそうなるのかという理由や因果関係にまで踏み込んだ

¹⁹ 但し、厳密には、脚注 18 で述べたように、あくまで(現代と同じ問題意識で研究がなされていると考えられる)2000 年以降の研究の中での「黎明期」ということであり、実際このタイプの研究は、これ以前にも既になされている(よって、敢えて「」カギ括弧をつけている)点にはくれぐれも留意されたい(なお、2000 年以前の研究およびその問題意識については、Nelson 2003 などを参照)。

エビデンスが提示されることはなかった。

これに対して第 2 の「後発の研究期」では、その原因や要因を探るべく、被験者を統制した心理実験により研究がなされており、原則主義と細則主義のどちらがよいかは、様々な要因と関連しているということが明らかにされている(Jamal and Tan 2010、Agolia et al. 2011 など)。また意思決定主体についても、CFO など企業経営者だけではなく(Jamal and Tan 2010;Agolia et al. 2011;Cohen et al. 2013)、監査人(Backof et al. 2016)、更には陪審員(Kadous、K. and M. Mercer. 2012)など、バライティに富んでいる。つまりここでは、実験により、基準のタイプ以外の要素を入れ統制することで、これらの要素との交互作用や因果関係を検証している。そこで、III-2 では、この「後発の研究期」における研究のうち、特に代表的なものに焦点を絞り、具体的に中身を見ていくことにする。

Ⅲ-2 「後発の研究期」における具体的研究: CFO の意思決定問題

III-2では、この「後発の研究期」における研究のうち、特に代表的なものとして、主に経営者(CFO)サイドの意思決定に関する研究に焦点を絞り、具体的に中身を見ていくことにする。具体的には本稿では、重要度の高い研究として Jamal and Tan(2010)と Agolia et al.(2011)を取り上げることにする。Jamal and Tan(2010)は、この「後発の研究期」の先駆的研究であり、また Agolia et al.(2011)は、原則主義のよさを取り上げた(IFRS への移行はよい流れであるとする)研究であり、その後の実験研究にも大きな影響を与えている(たとえば、Cohen et al.(2013)は同じく CFO の意思決定を捉えた 2×2 デザインの実験であるし、また、Backof et al.(2016)は、同じ実験シナリオを用いて Auditor の意思決定を分析している)。なお、ここでは、原則主義と細則主義とを、(実験の俎上に載りやすいよう、操作可能性の観点から)規制の精度(preci-

²⁰ これはアンケートタイプの研究の限界とも言える。

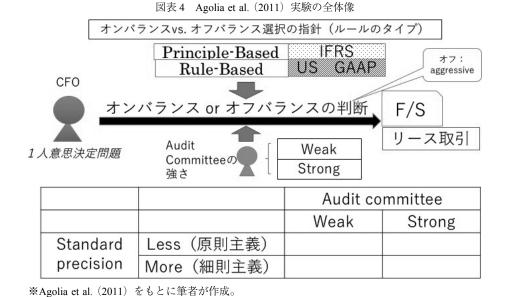
²¹ 心理実験の(経済実験との対比における)特徴等については、田口(2015)序章補論などを参照。

²² 本稿では取り上げないが、Auditor の意思決定については、(図表 3 以外の研究としては) たとえば Peycheva et al. (2014) なども参照。また陪審員の意思決定に関しては、Kadous and Mercer (2016) などもあわせて参照。ここで、陪審員の意思決定を分析することの意義としては、たとえば、経営者や監査人の意思決定に対して「社会の目」がどのような判断を下すかということが挙げられるかもしれない。つまり、①第3者(社会)が経営者の会計不正やそれに対する監査人の対応に対してどう捉えるのか、という点だけでなく、②社会からの「他者の目」があった場合に、監査人や経営者はどのような判断や意思決定をおこなうのか、という相互作用も考えることができよう。既存研究は残念ながら①の視点だけを取り入れたものであるが、しかし、今後は、②の点も取り入れて検討することが望ましい。またそのようなインタラクション(ゲーム理論的状況)を踏まえるとすると、社会心理学や実験経済学研究における「他者の目効果」との関係性が見いだせるだろう。よってこのラインの研究は、将来(会計研究が社会心理学・実験経済学的研究との融合をなしうる論点のひとつとして)有望となるかもしれない。なお、他者の目効果については、Andreoni and Petrie (2004)、Andreoni and Bernheim (2009)、Bateson、Nettle and Roberts (2006)、Burnham and Hare (2007)、Dana、Weber and Kuang (2007)、Ernest-Jones、Nettle、and Bateson (2011)、Haley and Fessler (2005)、Rege and Telle (2004) のほか、監査の自主規制のあり方との関連で田口 (2015) 第7章もあわせて参照。

sion) の二項対立として捉えている点が決定的に重要である。まず Agolia et al. (2011) を概観し、それとの対比で Jamal and Tan (2010) を取り上げることにする。

Agolia et al. (2011) は、リース会計における借り手側のオンバランス処理 (Capital lease) とオフバランス処理 (operating lease) の判断について、CFO の 1 人意思決定問題を取り上げたシナリオ実験研究である。実験の参加者は、実務家 96 人であり、内訳は、企業の CFO が 55 人、経理部長が 23 人、財務部長が 18 人であった。また参加者の平均実務年数は 25.5 年であった。実験デザインの概要を図示すると、図表 4 のようになる。

図表 4 に示されるとおり、Agolia et al. (2011) の実験は 2×2 要因デザインで、被験者間計画により実施されている。操作変数は、①規制の精度(Less:原則主義とMore:細則主義)と②監査委員会の強さ(Strong と Weak)の 2 つである。①が、本稿のメインテーマである基準の性質である。ここでは、後述するリース契約処理の選択指針として、具体的な数値による判断基準(耐用年数に関するいわゆる「75% ルール」)が明示されている場合(「More」)と、そのような数値による具体的な判断基準の明示がない場合(「Less」)の 2 パターンが用意されている。また、②は、要するにガバナンスの強さである。ガバナンスの強さは、会計不正とも大きく関連するところであるので、これを操作変数として取り扱っている。具体的には、シナリオに 2 パターンのフレーミングをかける。まず一方、監査委員会が「強い」(「5 Strong」)場合には、監査委員



²³ たとえば、田口 (2015) 第6章や Taguchi (2016) などを参照。

会が独立しており("independent")、メンバーが財務専門家で占められており("financial experts")、頻繁に会議を行っている("meets frequently")という記述を被験者に提示する。他方、監査委員会が「弱い」(「Weak」)場合には、監査委員会の独立性に疑義があり(具体的には、「メンバーの一人が会社との関係を開示せず、あとの2人は以前会社の従業員であった」旨の記載)、財務専門家がメンバー中1人だけであり、ほとんど会議がない("meets infrequently")という記述を被験者に提示する。

そのような(2×2要因からなる)合計4パターンの条件のもとで、被験者にシナリ オを読ませて、そこでの判断を比較するというのがこの実験のポイントである。具体的 な実験タスク・シナリオは,以下のとおりである。すなわち,被験者は,企業の CFO として、今季に契約をおこなったリースについて、自社のバランスシートに資産・負債 計上をおこなう(オンバランス処理(Capital lease))か否か(オフバランス処理(operating lease)) の判断をおこなう。具体的には、被験者にはリース契約資産の耐用年数と リース期間が提示され、被験者は各条件のもとで「オンバランスと判断する」強さを 10ポイントのリッカート尺度で回答する。シナリオでは、耐用年数とリース期間との 関係からすると,オンバランスしたほうが望ましい設定になっているが,CFO として はリース契約をオンバランスしてしまうと財務比率等を悪化させてしまうため望ましく ない、というインタラクションがみられるような設定になっている。このことから、 「オンバランスと判断する」強さの尺度が高いほど、被験者は適切な判断をおこなって いる(基準のパフォーマンスは「よい」)と考えられ、逆に、この強さの尺度が低いほ ど、被験者はオンバランスを回避する「アグレッシブ」な判断をする傾向が強いことに なり、適切な判断から逸脱している(基準のパフォーマンスは「悪い」)と考えられる。 ここで Agoglia et al. (2011) の実験結果として、各条件ごとの「オンバランスと判断 する」強さを図示すると、図表5のようになる。

図表 5 Agoglia et al. (2011) の実験結果:「オンバランスと判断する」強さの比較

		Audit committee		
		Weak	Strong	Overall
Standard	Less 原則主義	8.14	7.58	7.83
precision	More 細則主義	4.13	5.73	4.98
	Overall	6.05	6.65	

※Agolia et al. (2011) Table 1 をもとに筆者が作成。

²⁴ このような回答の手法は、会計系心理実験では常套手段のようである。たとえば、同じような回答をさせるタイプの実験として、Jackson(2008)、Jackson, Rodgers and Tuttle(2010)、ないし Seybert(2010)などを参照。

図表5に示される実験結果の特徴は大きく2つある。第1は、基準のタイプの違いについて、細則主義と原則主義とを比べてみると、細則主義のもとでの「オンバランスと判断する」強さ(4.98)のほうが、原則主義のもとでのそれ(7.83)よりも低くなっている点である。つまり、直感的には、明確な基準のない原則主義のほうが、より自由な、そしてよりアグレッシブな会計処理(オンバランスを回避する判断)をおこないそうであるが、しかし実験結果によれば、細則主義のもとで、CFO はよりアグレッシブな判断(オンバランスを回避するような判断)をするという直感に反する帰結が得られている点が1つ重要である。つまり、「ルールの自由度が高いと逆に規律付けが高まる」という興味深い現象が観察されているのである。

また第2は、ガバナンスの強さの影響について、細則主義のほうが、監査委員会の強さの影響が大きい点が重要である。具体的には、監査委員会が弱い(Weak)ほど、CFO はオンバランス回避の方向へ走り(細則主義における「weak」時4.13と、細則主義における「Strong」時5.73との間に統計的な有意差がみられる)、逆に原則主義のもとではガバナンスの影響は少ない(原則主義における「Weak」時8.14と、原則主義における「Strong」時7.58との間に統計的な有意差なし)。直感では、自由度の高い原則主義のほうが、ガバナンスの影響をより強く受けそうであるが、しかし実験結果は、この直感に反する帰結が得られている点は注目に値する。つまり、「ルールの自由度が低いと、ガバナンスの強弱が CFO の規律付けを決する」という興味深い現象が観察されているのである。

更に Agoglia et al. (2011) は、このような予期せぬ現象が生じている理由を被験者に対するアンケート調査から分析しており、ルールの自由度が高い(原則主義)のもとでは、逆に外部の目(SEC)への懸念や経済的実質を表現したいという方向に思考が及ぶのに対して、ルールの自由度が低く明示的な判断指針が提示されると、その目の前の指針にのみ注意が向けられ、そこから先の(外部の目(SEC)への懸念や経済的実質を表現したいという)方向へは思考が及ばないために、このような帰結が見られると結論づけている。また、このような「ルールの自由度が高いと逆に規律付けが高まる」という帰結から、Agoglia et al. (2011) は、IFRS の導入など、細則主義から原則主義への変革はよい流れであると示唆している。

²⁵ Agoglia et al. (2011) によれば、ガバナンスの影響についても、細則主義のもとでは明示的なルールが示される結果、目の前のルールにしか思考がいかず(単に「それを逃れたい」という思考に陥り)、それを逃れることができるかどうかという点で、目の前のガバナンス(audit committee の強さ)に被験者の注意が向くようになるため、上述のような結果が見られるという。ただし、このように実験で想定していない要素(例えば、「外部の目(SEC)への懸念」など)が結果に影響を与えてしまっている点は、実は、実験自体の失敗といえなくもない。この点は、心理実験の問題として別稿を期したい。

なお、このような Agoglia et al. (2011) の実験に対して、Jamal and Tan (2010) は、同様の実験から、細則主義から原則主義への変革は、すべての場合においてよい流れであるとはいえない可能性を示唆している。具体的には、Jamal and Tan (2010) は、Agoglia et al. (2011) 実験の「監査委員会の強さ」の代わりに、「監査人のタイプ」(「principle」、「client」、「rule」という 3 水準)を取り込んだ 2×3 の実験デザインを採用しており、Agoglia et al. (2011) 実験と同じくリース会計における経営者のオフバランスの判断を回答させるシナリオ実験を行っている。実験デザインとその結果を図示すると、図表 6 のようになる。なお、図表 6 の数値は「オンバランスを回避する」強さ(オンバランス回避度)になっており、図表 5 とは逆方向になっている(高いほどオフバランスにする(オンバランスを回避する))点には留意されたい。

図表 6 から分かることは以下の 3 つである。まず①全体として、細則主義よりも原則主義のもとでのほうが、オンバランス回避度は低くなる。具体的には、細則主義のもとでのオンバランス回避度は 77.8 であるのに対して、原則主義のもとでのオンバランス回避度は 57.8 である。よって全体としては、原則主義のほうがより望ましいルールである(経営者の判断の質が改善される)ということがいえる。この点は、Agoglia et al. (2011) の結果と整合的である。但し、すべての場合においてそうなるかというと注意が必要であるというのが、次の②および③のポイントである。すなわち、②細則主義は

		監査人のタイプ			
		Principle	Client	Rule	Total
基準の	細則主義	86.7	80.0	66.7	77.8
タイプ	原則主義	26.7	60.0	86.7	57.8
	Total	56.7	70.0	76.7	67.8

図表 6 Jamal and Tan (2010) 実験のデザインと結果: 「オンバランス回避度」の比較

[※]Jamal and Tan (2010) をもとに筆者が作成。

²⁶ 具体的には、被験者へのインストラクションの文章を変え、相手の監査人がどんなタイプなのかを特徴づける文章によりフレームをかけている。Jamal and Tan(2010)によると、具体的には、以下のような説明文を採用しているという(なお、以下の説明文の下線部は田口)。まず、①「principle (The principles-oriented audit partner)」(原則を重んじるタイプの監査人)は、"neutral and objective. He is an economic substance auditor who makes judgments based on what he assesses to be the economic substance of a transaction. In fact, on a couple of occasions, it has been said that, compared to the average partner, he is more concerned about capturing the substance of a transaction than about strictly following the Handbook." 次に、②「client (the client-oriented audit partner)」(クライアントを重んじるタイプの監査人)は、"entrepreneurial and client service-oriented, and open to client concerns. He is a client-oriented person who cares about the client's views. In fact, on a couple of occasions, it has been said that he grants the client a little more latitude than the average partner." 最後に、③「rule(The rules-oriented audit partner)」(細かな規定を重んじるタイプの監査人)は、"a very technical person. He is known to be a strictly by-the-Handbook auditor who follows Handbook rules very closely. In fact, on a couple of occasions, it has been said that, compared to the average partner, he is more concerned about strictly following the Handbook than about the economic substance of the transaction."

監査人のタイプの影響を受けない(細則主義における3者間に有意差なし)のに対して、原則主義は、監査人のタイプの影響を強く受ける(原則主義における3者間に有意差あり)。特に監査人のタイプが「principle」(原則を重んじるタイプの監査人)の時にオンバランス回避度が低くなり(26.7)、判断の質が改善されるが、それ以外の場合は、オンバランス回避度の水準は総じて高い。そして、③細則主義から原則主義への移行で、オンバランス回避度が有意に低くなる(判断の質が改善される)のは、監査人のタイプが「principle」の時のみ(86.7 から26.7 に有意に低下)である。このように、Jamal and Tan(2010)の実験結果からすると、全体としては、原則主義のほうがより望ましいルールである(経営者の判断の質が改善される)ものの、すべての場合において、細則主義から原則主義への移行が良い結果をもたらすわけではなく、監査人のタイプが基準のタイプとうまくマッチした場合(原則を重んじるタイプの監査人である場合)に限定されるという点が大きなポイントとなるだろう。

Ⅲ-3 小括

以上のような Jamal and Tan (2010) および Agoglia et al. (2011) の心理実験の結果からすると、原則主義と細則主義のどちらがよいのかという問題は、先に図表 2 (社会的選択としての会計基準設定と規制のパフォーマンス) で確認した論点 4 (国内での制度の実効性(エンフォースメント))と密接に関連していることがよく理解できる。つまり、基準のタイプとパフォーマンスとの関係を捉えるためには、エンフォースメントの問題、具体的にはガバナンスのあり方や監査人のあり方を捉えることが極めて重要であるといえる。

IV 今後の研究の方向性を巡って

上記を受けるかたちで、さらにⅣでは、今後の研究の方向性を検討することにする。 ここでは既存研究の問題点から今後の研究の方向性を考える。

ここで、既存研究の問題点は大きく2つある。第1は、既存の実験研究が、本当に原則主義と細則主義の本質を捉えているのかという点である。すなわち、Ⅲでみたように、既存の実験研究では、原則主義と細則主義を(実験での操作可能性を鑑みて)単にルールの精度(precise)の違いと捉えて、精度の高い基準を細則主義、他方、精度の低い基準を原則主義として扱い、実験の俎上に載せてきた。つまり、両者を質的な違いと

²⁷ なお、監査人のタイプが「Client」(クライアントを重んじるタイプの監査人)の時には、オンバランス 回避度は、80.0 から 60.0 へと低下しているものの有意差はない。また監査人のタイプが「Rule」(細か な規定を重んじるタイプの監査人)の時は(有意差はないものの)オンバランス回避度は高くなる (66.7 から 86.7 に上昇)。

して捉えるのではなく、単に量的な違いと捉えて議論をしていた。しかしながら、このように両者を精度の連続体の中でのいわば「両極端」として考えてしまうと、基準のタイプの違いは、単に精度の違いだけなのかという素朴な疑問が湧いてくる。そしてもしそうであれば(もし精度の量的違いだけということであれば)、実は、最適点はその両端にはなく(端点解ではなく)、原則主義の精度と細則主義の精度の「間」にある(両極端の間の点、つまり内点に均衡となる点が存在する)という発想に行き着く。そうでれば、原則主義と細則主義の間の、何か「原則と細則の間の主義」と呼ぶべきものを考える必要が生じるし、そもそも両者を量的側面の両極端として捉える既存研究の議論はあまり意味が無いということになるかもしれない。

この点に関連して、たとえば徳賀(2016)は、両者の量的な違い(程度の違い)では なく、質的な違いを明らかにしている。具体的には原則主義の内包を次の6つとしたう えで、①から④までのみを捉えると量的な違い(程度の違い)になるが、⑤⑥を重視す ると、両者は質的な違いとして捉えられるとする。厳密に言えば、以下の①から④は、 細則主義アプローチの対概念となる部分(連続的関係)であり、⑤⑥は(会計基準毎に その経済的帰結を予測した上で、政治的なプロセスによる利害調整を通して会計基準の 内容が決まる)「ケース・バイ・ケース・アプローチ」の対概念となる部分(排他的な 関係)であり、その意味で、原則主義は2種類の異質な要素群から構成されているとい う (徳賀 2016, 120-121)。すなわち、①数値基準 (brifgt line standards) が少ないこと、 ②特定条件による適用除外(scope exceptions)や業界慣習的な例外(legacy exceptions) が少ないこと、③解釈指針や適用ガイダンス等が少ないこと、④大部(詳細)ではない こと、⑤原則が明確であること(明確な原則に基づいて会計基準が演繹的整合性を維持 していること). ⑥概念フレームワークに準拠していること、の6つである。そして、 ⑤⑥は、広い意味での概念的アプローチ (conceptual approach) として表現でき、会計 基準設定主体の姿勢に関する基本的な対立点(「ケース・バイ・ケース・アプローチ | との二者択一)であるため、「程度」の問題に還元すべきではないと述べている(徳賀 2016、119-120)。このような⑤⑥の質的な側面を、実証、特に既存研究のような(具体 的な会計基準における判断を問うような)心理実験に落としこむのは難しいかもしれな いが、たとえば、⑤⑥の要素を進化ゲームや繰り返しゲームでモデル化し、それを計算 機実験などでシミュレーションするというようなタイプの実証分析は考えられるかもし れない。いずれにせよ、単なる量的な問題ではない視点から、この規制のタイプの問題

²⁸ もちろん、既存の実験研究の主眼が、原則主義と細則主義の比較にはなく、ルールの精度の中での最適点を見つけることにあるのであれば、このことはさしたる問題にはならないかもしれない。しかしそのように解するとしても、実験研究においては、精度の両端を比較するだけでは不十分とならざるをえない。

²⁹ これらはまさに、脚注8で述べたような研究と大きく関係してくる。

を捉えることが、今後のチャレンジとして重要なポイントになるだろう。

また既存研究の第2の問題は、既存の実験研究の結果が、被験者である専門家自体のバイアスを受けている可能性があるという点である。たとえば町田(2010)は、本稿図表3でいう「黎明期」における研究について、そもそも被験者が、原則主義の下で実務をおこなった経験があるか否かで結果が変わる恐れがあることを示唆している。このように、被験者の経験により、結果が変わり得る可能性があることは、実務家を被験者とする心理実験の大きな問題点である。この点、今後の方向性は大きく2つが考えられ、具体的には、①被験者の個人特性をむしろ分析に織り込んだ研究に向かうか、もしくは、②被験者の個人経験や特質を問わず実験をおこなうことができる経済実験をベースにした研究に向かうか(その場合、実験の基礎となる数理モデルが必要となる)、いずれかが考えられる。

そしてたとえば、前者①のような個人特性と行動データとの関係を分析するタイプの研究は、古くから心理学の世界でなされてきているが、近年、実験会計研究においても、個人特性を取り入れた新しい研究に注目が集まっている。たとえば、Majors (2016) は(原則主義対細則主義の実験ではないが)、個人特性のうち Dark triad (Machiavellianism(目標達成のためには手段を選ばない特性)、Narcissism(自己愛の特性)、Psychopathy(結果至上主義の特性)という3つの尺度の合計値)という心理特性と、財務報告行動との関係についての実験をおこなっている。そして実験の結果、Dark triad が高い被験者は、アグレッシブな報告行動をおこなうが、しかし、あるタイプの仕組み("range disclosure")を導入することでそれを防止することが出来ることを示唆している。このような研究のラインから考えると、たとえば、原則主義と細則主義といった基準のタイプとそれらのパフォーマンスは、意思決定主体(CFO や監査人など)の個人特性の影響を大いに受けるであろうことが予想される。よって、意思決定主体の

	既存研究の問題点	新たなチャレンジ	具体案
1	原則主義対細則主義を単に 量的問題として捉えている	質的問題として捉える	会計基準設定主体の姿勢に関する基本 的な対立点を進化ゲーム等でモデル化 し、計算機実験でシミュレーション
2	結果が被験者の経験や特性 に依存して変わる可能性	①むしろそれらを分析に織り 込む、②被験者の質を問わな い経済実験として分析	①について、意思決定主体の個人特性を織り込んだうえで、規制のタイプの 問題を捉える

図表 7 今後の研究の方向性

³⁰ 町田 (2010) は、このような問題意識をもとに、日本の監査環境にあって細則主義の適用に慣れていると解される日本の監査人と、すでに IFRS を適用していることで原則主義の適用に経験のある英国の監査人を被験者として、どこに判断の相違がみられるのかについての調査をおこなっており、大変興味深い。

³¹ 経済実験の特質については、田口(2015)序章補論を参照。

個人特性を織り込んだうえで、規制のタイプの問題を捉えることが、今後のチャレンジ として重要なポイントになるだろう。以上の議論を纏めると、図表7のようになる。

V 本稿のまとめ

本稿は、国際会計基準を巡ってなされている規制の性質の違い(原則主義対細則主義)に関する実験研究を概観することをつうじて、会計規制ひいては規制のあり方についての今後の方向性を検討することを目的とするものであった。本稿の分析から得られた知見は以下の3つである。

- ①「規制の性質の違い」は、特に制度のエンフォースメントの問題と大きく関わること。
- ②既存の実験研究(シナリオベースの心理実験)からすると、原則主義と細則主義のどちらがよいかは、様々な要因と関連しており、特にガバナンスの強さや監査人のタイプなどの影響を受けること。
- ③さらなる研究のチャレンジとして、(1) 規制の性質の違いのうち、量的側面でなく質的側面を捉えることが重要になること、(2) 意思決定主体の個人特性を分析に織り込むことが重要になること、の2つが考えられること。

上記の3つを踏まえたうえで、この問題の本質を突いた理論的・実証的研究が今後増えていくことが望まれる。この点のさらなる具体的プランについては、別稿を期したい。

付記:本稿は、JSPS 科研費(JP16K13403、JP15H03403、JP26590080)の助成を受けた研究の成果の一部である。

[References]

- Agoglia, C. P., Doupnik, T. S., & Tsakumis, G. T. 2011. Principles-based versus rules-based accounting standards: the influence of standard precision and audit committee strength on financial reporting decisions. *The Accounting Review* 86(3): 747-767.
- Andreoni, J, and R. Petrie. 2004. Public goods experiments without confidentiality: A glimpse into fund-raising. *Journal of Public Economics* 88 (7-8): 1605-1623.
- Andreoni, J., and B. D. Bernheim. 2009. Social image and the 50-50 norm: A theoretical and experimental analysis of audience effects. *Econometrica* 77(5): 1607-1636.
- Aoki, M. 2001. Towards a Comparative Institutional Analysis, MIT Press. (瀧澤弘和・谷口和弘訳 2003. 『比較制度分析に向けて』 NTT 出版).
- Backof, A. G., E. M. Bamber, and T. D. Carpenter. 2016. Do auditor judgment frameworks help in constraining aggressive reporting? Evidence under more precise and less precise accounting standards. *Accounting, Or-*

- ganizations and Society 51: 1-11.
- Bateson. M., D. Nettle, and G. Roberts 2006. Cues of being watched enhance cooperation in a real-world setting. Biology Letters, 11(2): 412-414.
- Bertomeu and Cheynel 2013. Toward a Positive Theory of Disclosure Regulation: In Search of Institutional Foundations. *The Accounting Review* 88(3): 789-824.
- Burnham, T. C., and B. Hare. 2007. Engineering human cooperation: Does involuntary neural activation increase public goods contributions? *Human Nature* 18(2): 88-108.
- Cohen, J. R., G. Krishnamoorthy, M. Peytcheva, and A. M. Wright 2013. How Does the Strength of the Financial Regulatory Regime Influence Auditors' Judgments to Constrain Aggressive Reporting in a Principles-Based Versus Rules-Based Accounting Environment? *Accounting Horizons* 27(3): 579-601.
- Dana, J., R. A. Weber, and J. X. Kuang. 2007. Exploiting moral wiggle room: Experiments demonstrating an illusory preference for fairness. *Economic Theory* 33(1): 67-80.
- Demski, J. S. 1973. The general impossibility of normative accounting standards. *The Accounting Review* 48 (4): 718-723.
- Donelson, D. C., J. M. McInnis, and R. D. Mergenthaler. 2012. Rules-Based Accounting Standards and Litigation. *The Accounting Review* 87(4): 1247-1279.
- Ernest-Jones, M., D. Nettle, and M. Bateson. 2011. Effects of eye images on everyday cooperative behavior: A field experiment. *Evolution and Human Behavior* 32(3): 172-178.
- Hail, L., C. Leuz, and P. Wysocki. 2010. Global accounting convergence and the potential adoption of IFRS by the U. S. (Part I): Conceptual underpinnings and economic analysis. *Accounting Horizons* 24(3): 355-394
- Haley, K. J., and D. M. T. Fessler. 2005. Nobody's watching? Subtle cues affect generosity in an anonymous economic game. *Evolution and Human Behavior* 26(3): 245-256.
- 原田保秀 2014. 「IFRS 時代における新たな会計倫理 専門家としての判断と行動倫理学の視点 」 『四天王寺学紀要』58: 111-124.
- Jackson, S. 2008. The effect of firms' depreciation method choice on managers' capital investment decisions. *The Accounting Review* 83(2): 351-376.
- Jackson, S., T. Rodgers, and B. Tuttle. 2010. The effect of depreciation method choice on asset selling prices. Accounting, Organizations and Society 35(8): 757-774.
- Jamal, K., and Tan, H.-T. 2010. Joint effects of principles-based versus rules-based standards and auditor type in constraining financial managers' aggressive reporting. *The Accounting Review* 85(4): 1325-1346.
- Kadous, K. and M. Mercer. 2012. Can Reporting Norms Create a Safe Harbor? Jury Verdicts against Auditors under Precise and Imprecise Accounting Standards. *The Accounting Review* 87(2): 565-587.
- Kadous, K. and M. Mercer. 2016. Are Juries More Likely to Second-Guess Auditors under Imprecise Accounting Standards? *AUDITING*: A Journal of Practice & Theory 35(1): 101-117.
- 古賀智敏 2007. 「金融商品と公正価値評価-「原則主義」対「細則主義」の視点から」『国際会計研究学会年報』2007年度号,111-121.
- 古賀智敏・輿三野禎倫・嶋津邦洋 2010.「『原則主義』対『細則主義』と監査人の判断形成」『國民經濟 雑誌』201(4):1-16.
- Kothari, S. P., K. Ramanna, and D. J. Skinner. 2010. Implicationfor GAAP from an Analysis of Positive Research in Accounting. *Journal of Accounting and Economics* 50(2-3): 246-286.
- Libby, R., K. M. Rennekamp, N. Seybert. 2015. Regulation and the interdependent roles of managers, auditors, and directors in earnings management and accounting. *Accounting, Organizations and Society* 47: 25-42.
- 町田祥弘 2010. 「IFRS の下での監査の課題 原則主義の下での監査上の対応 」 『国際会計研究学会年報』 臨時増刊号 2010 年度, 53-66.
- Majors, T. M. 2016. The Interaction of Communicating Measurement Uncertainty and the Dark Triad on Man-

- agers' Reporting Decisions. The Accounting Review 91(3): 973-992.
- Nelson, M. W. 2003. Behavioral evidence on the effects of Principles- and Rules-Based Standards. Accounting Horizons 17(1): 91-104.
- Nelson, M. W., J. A. Elliott and R. L. Tarpley. 2002. Evidence from auditors about managers' and auditors' earnings management decisions. *The Accounting Review* 77(1): 175-202.
- Psaros, J. and T. Trotman. 2004. The Impact of the Type of Accounting Standards on Preparers' Judgments. $ABACUS\ 40(1): 76-93$.
- Peytcheva, M., A. M. Wright, and B. Majoor. 2014. The Impact of Principles-Based versus Rules-Based Accounting Standards on Auditors' Motivations and Evidence Demands. *Behavioral Research in Accounting* 26(2): 51-72.
- Rege, M., and K. Telle. 2004. The impact of social approval and framing on cooperation in public good situations. *Journal of Public Economics* 88 (7-8): 1625-1644.
- 真田正次 2013. 「会計基準における原則主義アプローチの経済的影響実証研究の成果」『経営研究』 64 (1): 15-37.
- Schipper, K. 2003. Principles-based accounting standards. Accounting Horizons 17(1): 61-72.
- Seybert, N. 2010. R&D capitalization and overinvestment in continuing projects. *The Accounting Review* 85 (2): 671-693.
- 田口聡志 2014. 「会計基準のコンバージェンスにおける「基準作りの基準」問題の位置づけを巡って: 相関均衡モデルの再検討」『同志社商学』65(6): 195-217.
- 田口聡志 2015. 『実験制度会計論 未来の会計をデザインする』中央経済社.
- Taguchi, S. 2016. Toward the policy evaluation for the Japan's Corporate Governance Code: A future outlook. Doshisha Shogaku 68(1&2), forthcoming.
- 滝西敦子 2007.「米国における『原則に基づくアプローチ』の展開 会計基準設定におけるアプローチの変化」『経済論叢』179(4):52-72.
- 津守常弘 2002. 『会計基準形成の論理』森山書店.
- 角ヶ谷典幸 2016. 「会計専門家の判断特性の可視化」『企業会計』 68(7): 4-5.
- 徳賀芳弘 2016. 「IASB の会計基準設定姿勢の変化とその意味:原則主義アプローチの位置づけの変化」 『商学論究』63(3):111-131.
- Wysocki, P. 2011. New Institutional Accounting and IFRS, Accounting and Business Research, 41: 309-328.